

令和7年5月16日

学校法人名城大学  
理事長 立花 貞司 殿

学校法人名城大学

監 事 余語 弘



監 事 山本 雄吾



監 事 山本 光子



監 事 湯本 秀之



私たちは、私立学校法第37条及び学校法人名城大学寄附行為第21条に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人名城大学の業務、理事の業務執行及び財産の状況についての監査をしました。

監査に当たり、理事会、評議員会及び常勤理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な稟議書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携して計算書類等について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人名城大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書））及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書は、財産の状況を適正に表示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令又は寄附行為に違反するような重大な事実はないことを認めます。

以上